

Ⅳ 奈良時代の遺構

調査地域は左京八条三坊内の東北4町を占める九・十・十五・十六坪にあたり、坪と坪の間の小路の交叉点を中心に住宅、寺院などの遺構を検出した。主な遺構は九坪の中央を南北に貫流する堀河と坪境いの小路および道路状遺構とその側溝、九・十坪を中心に掘立柱建物90棟余と井戸9基、十五坪の寺院建物跡などであり、これら平城京時代の遺構と重複して弥生時代の小河川、溝、土壇、小ピット群を検出した。

以上の遺構は水田耕土下に堆積する30cm前後の厚さの床土の下にある暗褐色土層上面で検出したものである。暗褐色土層上面は多少の凹凸があるが発掘区の南半部と北半の一部に広がる。発掘北半部の西では茶褐色粘質土になり、東では灰褐色砂質土に変る。とくに発掘区中央部分には東西方向に流路をもつ奈良時代以前の川の影響で砂層が広範囲にみられる。発掘区全般についてみると遺構面はほぼ平坦で、東北部がやや高く西南方にしたがってわずかに下降するがその差は0.1m程である。

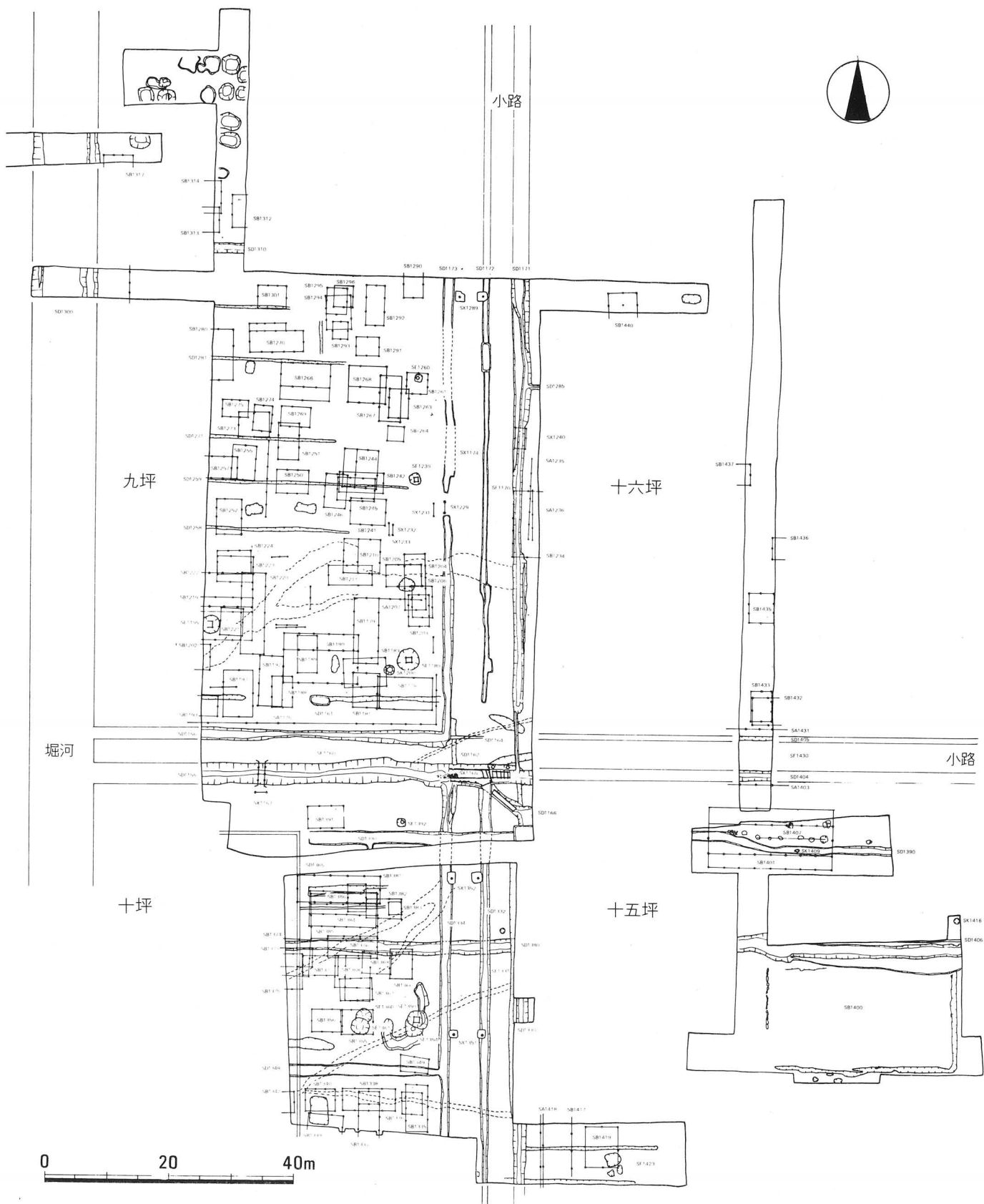
また、発掘区内では、九坪内を東西に流れる旧河川の付近と北端部分には一部整地層がみられたが、広範囲にわたる整地層は存在しなかった。なお畑地部分の川の氾濫堆積土は北になるほど厚く、1.5mから2m程の砂礫層となっており、すくなくとも三回にわたる堆積が認められた。十六坪では砂礫堆積が厚いと同時に遺構面の流出も著しく、この部分の遺構の密度が他に比較して低い

のはこのような理由によるものである。

以上のことから本地域に於ける京造営以前の状況は、細い流れが東北から西南方に数条あるほぼ平坦な地形であったとみられ、京造営時に部分的な削平と整地がおこなわれたのみで、大きな地形の改変はなかったようである。むしろ造営に際して旧河川を廃したことで、排水に問題を生じたものと思われる。

今回の調査で検出した各遺構について条坊遺構と各坪内の遺構にわけて記すことにする。





左京八条三坊九・十・十五・十六坪遺構配置図



堀 河

堀河 発掘区西北の東西トレンチ2箇所から、九坪の中央を北から南に縦断して流れる堀河 S D 1300を確認した。堀河は当初、幅約10m、深さ 1.4mの素掘りで、のちに幅約 6 m にせばめてシガラミによる護岸を行なっている。河底はほぼ平坦で、両岸とも急傾斜の掘込みとなる。東岸の上端は河沿いにある幅 3 m 程の浅いテラス状のくぼみにつながっている。堆積層は両岸近くは粘土層、中央部は砂層で、砂層はシガラミを設けて護岸を施した以前とその後の堆積層の二層に大きくわかれる。上層砂層の下部および下層砂層からは木簡をはじめとして木製遺物、土器、金属器などの多量の遺物が出土した。

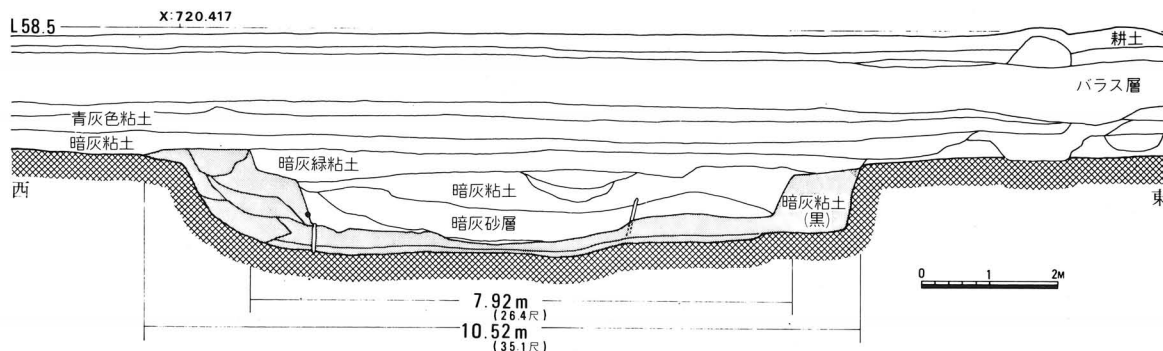
堀河の両岸では柱穴列を数条検出しており、建物あるいは柵が堀河沿いに接してあったとみられ、したがって堀河両岸近くに道路や築地塀のような施設はなく、屋敷地が両岸いっぱい設けられていた可能性が強い。ごく一部の調査におわった北側東西トレンチの堀河西岸地区でも、柱穴多数を検出し、堀河に接して多数の遺構が存在していたことを推測させる。

堀河の廃絶期は遺物から 9 世紀前半とみられる。

なお、この堀河は水田などの遺存地割からは、南は地藏院川（京外）まで、北は大安寺の西北までのびており、これが京内の東堀河に当る可能性が強くなった。



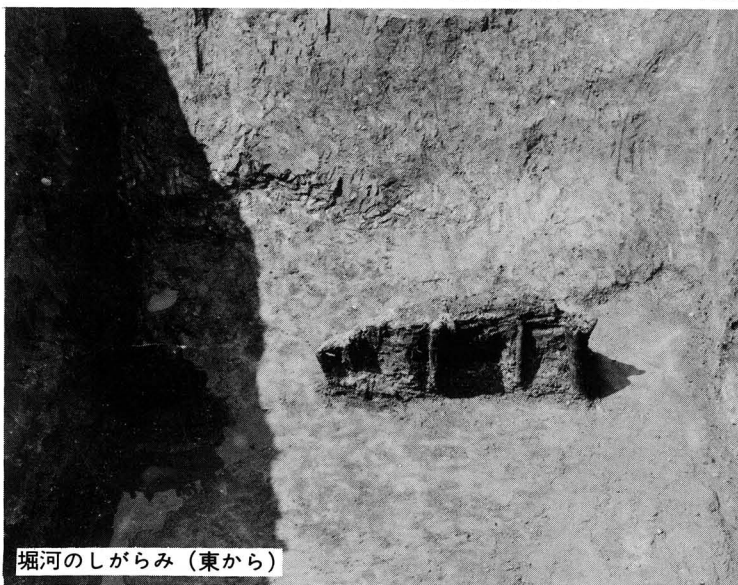
北トレンチ内の堀河（東から）



堀河断面模式図（北側トレンチ）



南トレンチ内の堀河の状況



堀河のしがらみ（東から）



南トレンチ内の堀河（東から）



小路と側溝

東西小路 (SF1160) 九・十坪境の小路で、道路両側に側溝 (SD1155・SD1156) をともなう。南側溝は幅 3.4～3.8m、深さ 1.2m あり西に流れ堀河に落ちる。中央部に十坪内に入る小橋 (SX1157) がある。北側溝は幅 1.2m、深さ 0.4m あり西へ流れる。両側溝の心心幅は 6m (20尺) である。

南北小路 (SF1170) 九・十六坪境の小路で、両側に側溝 (SD1171・SD1172) をともなう。東側溝は幅 1.0～3.2m、深さ 0.6m、中央部で溝幅はくびれて細くなる。この部分には桁行 5 間の建物 (SB1234) が重複する。建物柱穴は溝より新しいが同時存在の可能性もある。さらに北側には十六坪内に入る 1 間×2 間の橋脚 (SX1240) がある。側溝の南端は溝幅をせばめて東西小路南側溝につながる。西側溝は幅 1m、深さ 0.3m 前後で東側溝とともに落差はほとんどない。南端は小路交叉部の北側で止まる。両側溝の心心幅は東西小路と同じ 6m。南北小路の西側には溝 SD1173 で区切られる幅 5m の道路状遺構 SX1174 がある。西側を限る溝 SD1173 は幅 1.0～1.5m、深さ 0.4m あり、中央部で 3.5m ほどの間がとぎれる。この部分には間口 6 尺 1 間の門 SX1229 がある。また道路状遺構の北端には南北を仕切る形で 2 つの柱穴が東西にならぶ。溝 SD1173 の南端は西に折れて東西小路北側溝につながる。

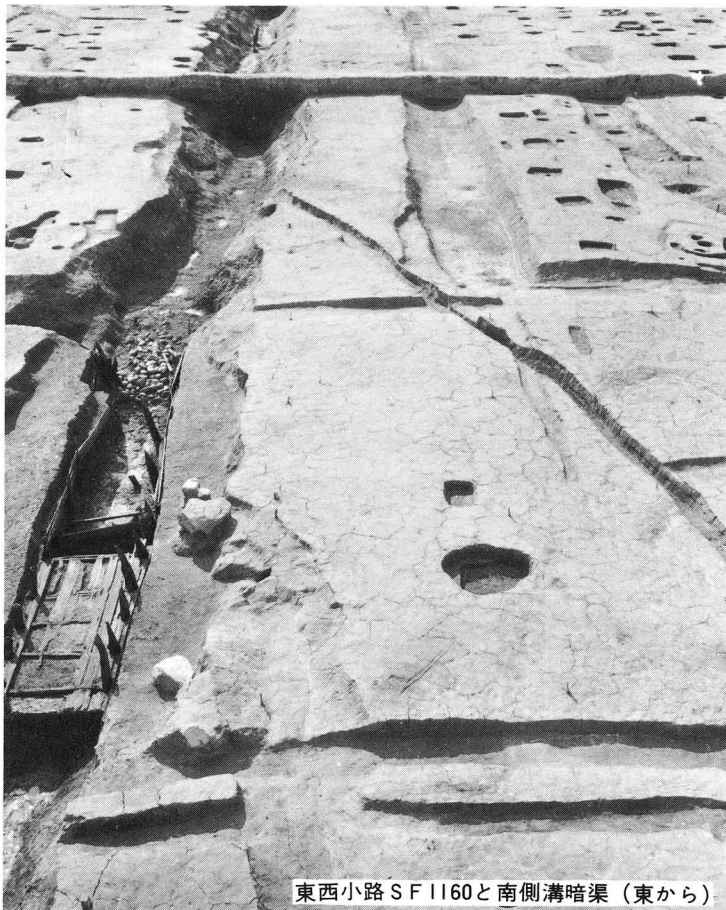
南北小路 (SF1331) 十・十五坪境の小路で道路両側に側溝 SD1330・SD1334 をともなう。東側溝は幅 2m、深さ 0.6m で、北に流れ、北端では当初西北方 45 度の方向に折れて暗渠 (SD1166) となり、のちに暗渠は廃されて直進して東西小路南側溝に流入する。西側溝は幅 1.0m、深さ 0.3m 程で北流して東西小路南側溝に流入する。両側溝の心心距離は 6m。西側溝の西側には九坪の場合と同じく道路状遺構がある。これの西側を限る南北溝 SD1334 は幅 1.5m、深さ 0.2m あり、北流して東西小路南側溝に流入する。道路状遺構上の 2 箇所には道を仕切る形で 2 つの柱穴が東西にならぶ。



南北小路 SF1170



南北小路 SF1331



東西小路 SF1160 と南側溝暗渠（東から）



東西小路南側溝 SD1155 の護岸施設（西から）

東西小路（SF1430） 十五・十六坪境の小路で、南北トレンチで検出した。南側溝SD1404は幅1.9m、深さ0.7mあり、北側溝は幅0.9m、深さ0.2mである。両溝間は心車で6m（20尺）ある。側溝の外側には十六坪の南面を区画する7尺等間の柵SA1431と、十五坪の北面を区画する8尺等間の柵SA1403がある。両柵間の距離は9m（30尺）で、各溝心から二つの柵まではそれぞれ1.5m（5尺）ある。

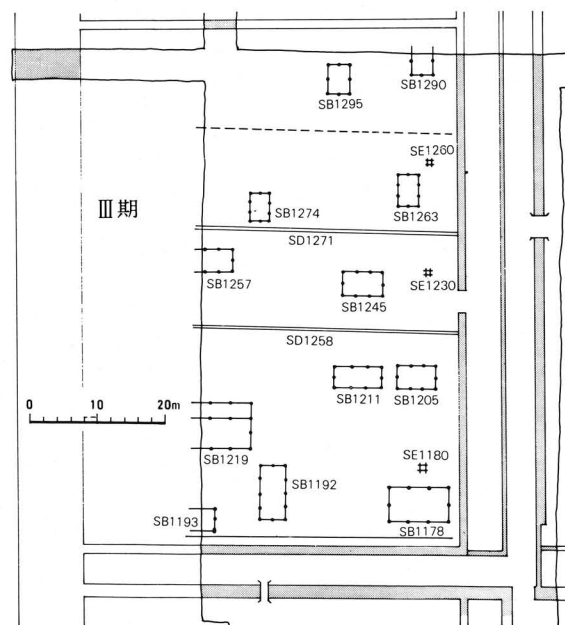
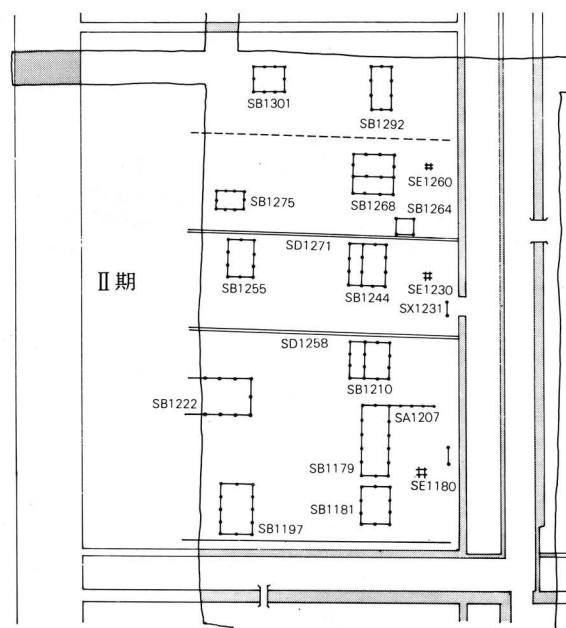
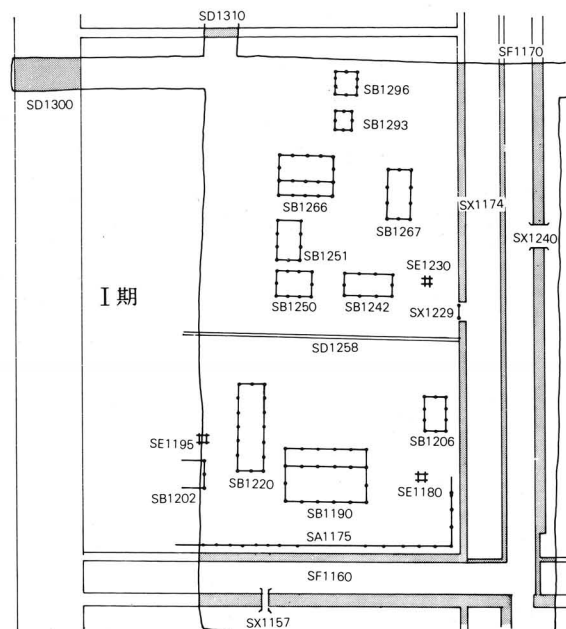
暗渠（SX1165） 東西小路と南北小路の交叉点で東西小路の南側溝にかかる木製暗渠である。全長3.1m、幅1.2m、開口部高さ0.5mで、南北小路の軸線よりやや西に寄る。構造は、直径15cm、長さ1mの杭を溝両側に五本ずつ対向してならべ杭外側に土留めの横板を重ねて側壁とする。天井は杭に10cm角の枅穴を穿ち、角材を差渡し、これに天井板を9枚ならべたものである。さらに天井板の上に0.6m程の盛土をして暗渠を形成している。暗渠の西端から西へ6mの区間の両岸には暗渠と同幅の護岸用側壁が設けられる。なお当初は暗渠ではなく橋をかけていたらしく、北岸に接して橋桁を受けたと考えられる2個の礎石がある。

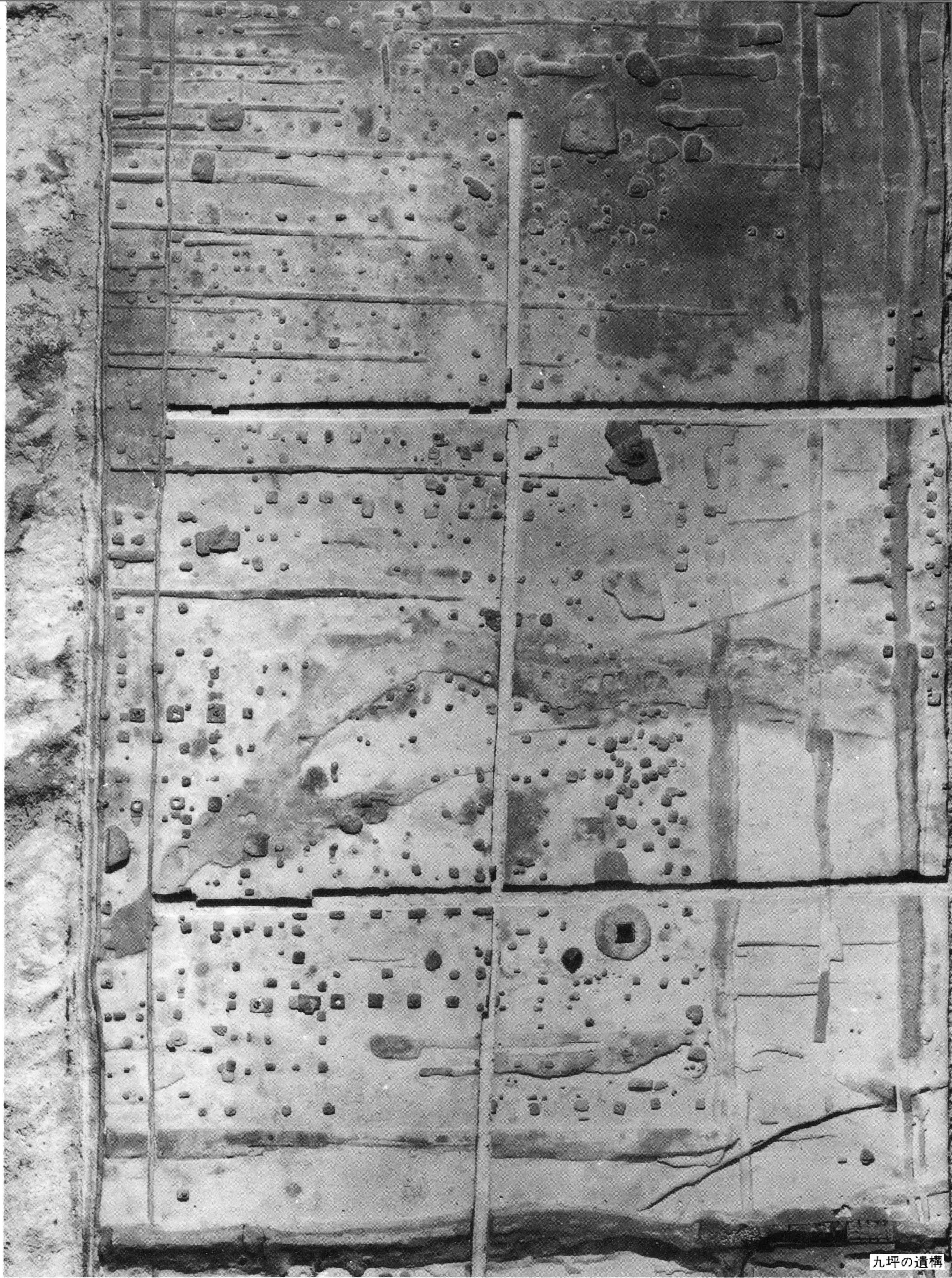
このほかに南北小路SF1331を横切って十坪と十五坪にわたる東西溝（SD1380・SD1390）が2条ある。南側の溝SD1380は南北小路および道路状遺構西側溝より古く、遺物はきわめて少ない。北側の溝SD1390は東西小路の南約10mの位置にあって十五坪内ではやや曲折するが十坪まで続き、小路側溝の西方30mで止まる。南北小路側溝と併存したとみられるが、出土遺物から奈良末のものとみられる。

九坪の遺構

九坪東南部にあたる東西37m、南北73mの調査地内に掘立柱建物45棟、井戸4基、地割り溝などを検出した。屋敷地の状況は、南辺と東辺を道路側溝で区画し、南辺では柵が設けられる。さらに南辺は奈良時代後半になって屋敷地を縮少して東辺と同様に道路状の空間地を設ける。建物は敷地全般に分布するが、相互の重複関係から五期にわたる造替、変遷が認められた。また一部の建物に重複して東西方向の細溝がある。このうち遺物を含む3本の溝(SD1258・1271・1310)は、南端の東西柵SA1175を加えて、各間隔が南から32m、15m、30mある。これは坪の南北長400尺の $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{8}$ にあたり、堀河と南北小路間にはさまれた九坪の東半分の敷地を、2行8門制によって $\frac{1}{8}$ 町、 $\frac{1}{16}$ 町に区画する地割の溝であった可能性が強い。

第Ⅰ期 南寄りに $\frac{1}{8}$ 町の宅地があり、北側にそれよりやや大きい宅地がある。南の宅地では中央南寄りに主屋SB1190を建て、その東西に付属屋SB1202・1220・1206と井戸SE1195・1180を配置する。主屋は5間×3間、北廂付き東西棟建物で、付属屋SB1220との配置関係からみると主屋は北側を正面にしていたようである。宅地の入口は井戸SE1180の東にあり、宅地の南面から東面の一部に柵を設ける。東面では柴垣程度の塀を門の両脇に設けていたらしい。北の宅地では、東半部に主屋SB1266と付属屋SB1242・1250・1251・1267の5棟を方形に配置して内庭をつくっている。主屋はその西北隅





九坪の遺構

に位置し、4間×3間、南廂付き東西棟で、南の宅地に比べて主屋、付属屋ともに規模は小さい。井戸 SE1230 は付属屋 SB1242の東にあり、入口は宅地の東南端に設ける。

第Ⅱ期 宅地割りは南の㊦町は前期の引継ぎであるが、北は分割されて㊦町の宅地が三区並ぶ。

南の㊦町では主屋 SB1222は宅地の西方北寄りに建てられ、付属屋は主屋の南に SB1197と東側に SB1181・1179・1210の3棟がほぼ棟を揃えて南北に並ぶ。

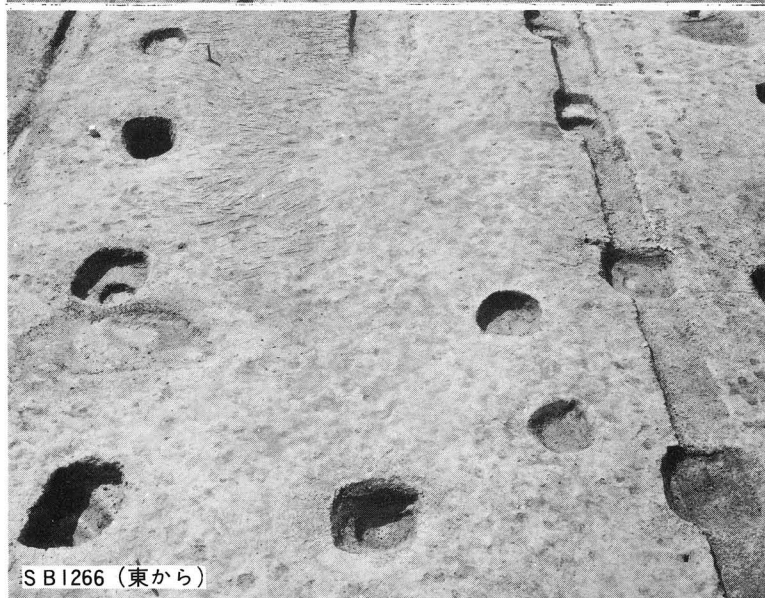
㊦町の宅地3区のうち南2区にはそれぞれ東側に寄せて井戸と主屋を配り、付属屋は宅地の西半部に置いている。主屋はともに3間×3間の廂付き建物であるが棟方向は異なる。㊦町の宅地に比べると主屋の規模は小さくなり、付属屋の数も少ない。北端の宅地では小建物4棟で構成され、南の宅地とは配置状況が異なる。

第Ⅲ期 宅地割りは第Ⅱ期と同じである。南の㊦町では主屋 SB1219はⅡ期の主屋の南に移して建替え、北廂を付ける。付属屋は主屋の南に SB1192・1193の2棟、宅地の東寄りに SB1205・1211・1178の3棟を配置する。㊦町の宅地では第Ⅱ期のような廂付の主屋はなく小規模建物数棟で構成される。

第Ⅳ期以後は九坪の南辺に空閑地を設けて、屋敷地を縮少するとともに、宅地割りは乱れて小規模な建物が分散配置し、最末期では建物方位も少し乱れてくる。



SB1301 (東から)



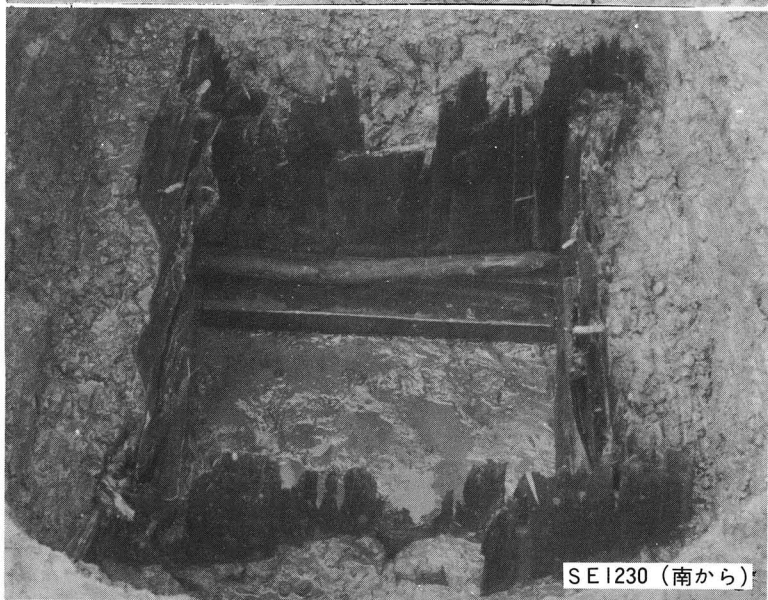
SB1266 (東から)



SB1190 (西から)



SE1260 (南から)



SE1230 (南から)



SE1180 (東南から)

井戸SE1180 東辺の南井戸で、一辺90cm、深さ1.8 mの方形横板組である。構造は井戸底に12×6.5 cm角の材で土台を組み、四隅に12cm角の柱をたて、各柱の内側2面に掘り込んだ溝に側板を落し込んだものである。側板は幅30cm、厚さ6 cmで5段分が遺存していた。井戸底より須恵器、土師器が出土している。

井戸SE1230 東辺中央の井戸で、方位がやや傾いている。一辺90cm、深さ1.6mの方形縦板組である。構造は10cm角の土台の四隅に直径10cmの丸柱を立てて、各柱に上中下3段の柄穴を穿ち、これに両端を尖らせた径6 cmの丸材を渡して側板受けの棧とする。各柱間に幅5 cm～20cmの板を数板の重ね置きにして側壁とする。井戸底から須恵器、土師器とともに漆塗小壺が出土した。

井戸SE1260 東辺北部にあり、1辺1 m、深さ1.3mの方形掘形の底に礫を敷きならべ大形の曲物を据えたものである。曲物直径は62cm、高さ45cmあり、側板は三重にかさねて桜皮で綴じたもので上下端にタガを巻く。一段のみ遺存している。とくに遺物は出土しなかった。

井戸SE1195 発掘区西端にかかってその東半部分を検出している。方形縦板組であるが、側板が数枚遺存するのみで、底部は砂層に達し、湧水のため調査中に土壁が崩壊し、細部の構造は不明である。掘形は直径約3 mの円形で深さ3.5mある。遺存する側板は幅20cm、長さ1.5mあり、SE1230と似た構造のものであろう。



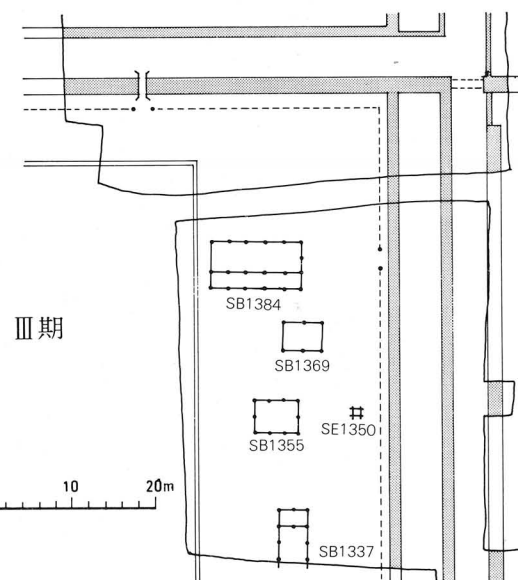
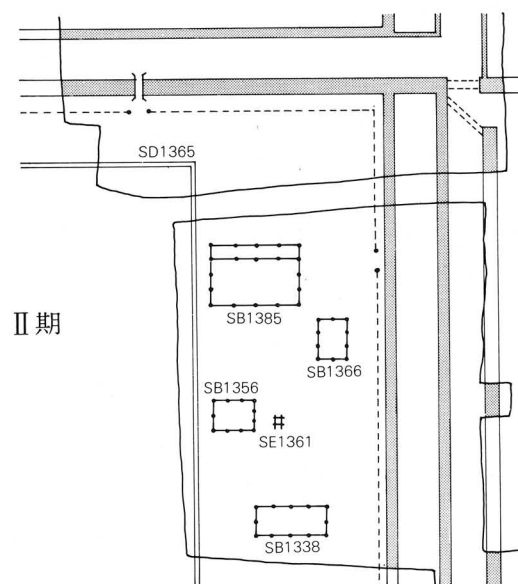
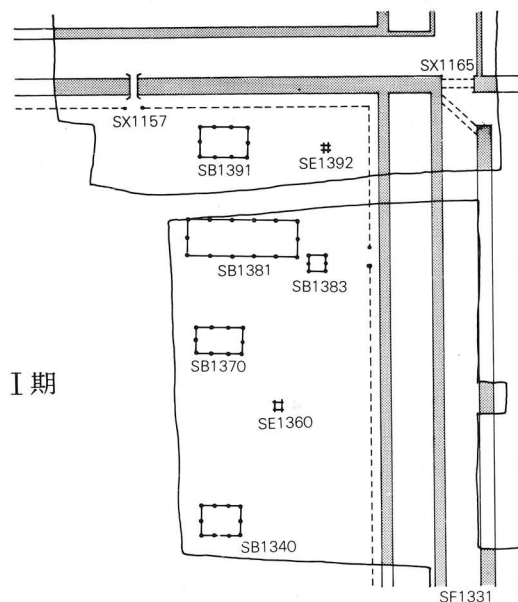
十坪の遺構

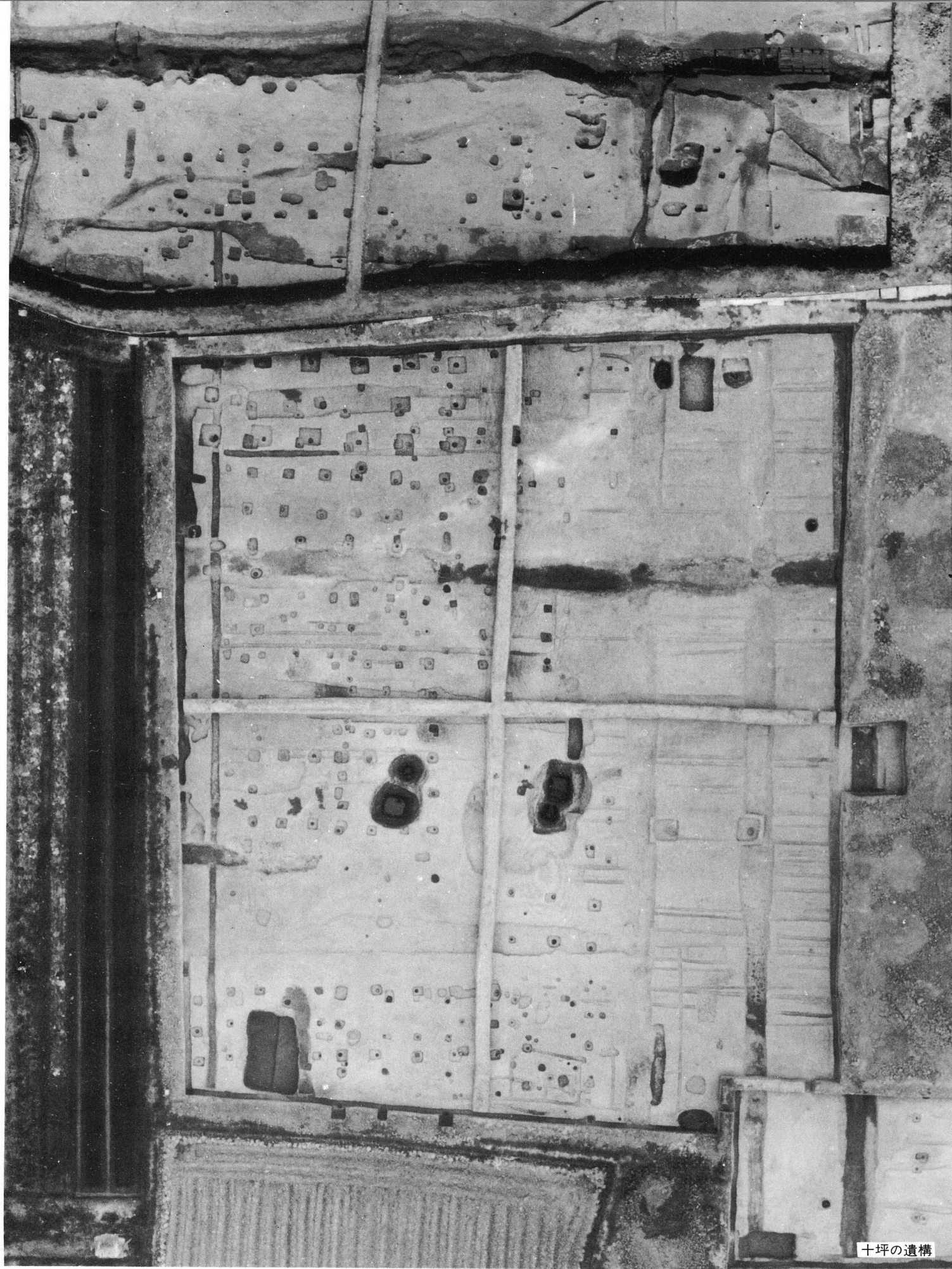
十坪東北隅の東西25m、南北55mの調査地内に掘立柱建物26棟、井戸5基を検出した。坪の東辺は小路との間に道路状の空間地を設け、北辺は東西小路南側溝にかかる橋 SX1157およびこの南側にある掘立柱穴列から側溝に沿った東西に延びる築地のような構造物の存在が想定される。この坪には九坪にみるような東西方向の地割り溝はなく、発掘区西端に建物群と井戸のある地域の西を限る南北溝SD1365がある。この溝は堀河と小路との間にあたり、小路西側溝から100尺の位置にある。したがってこの溝は十坪を縦に4に区画する地割りの溝と考えられる。建物群はこの区画内の西北寄りに集中し、建物の重複が顕著であり、五期の変遷が認められる。

北部で重複する建物の前後関係はSB1381・1385・1384・1382・1386の順に新しくなり、そのうちはじめの3棟は桁行4間ないし5間の廂付き東西棟建物で規模が大きく、この宅地の主屋と考えられる。主屋の南に続く建物群は桁行3間～4間で規模が小さく付属屋であろう。したがって、当地区の建物構成は主屋と付属屋数棟、井戸1基からなる。

第Ⅰ期 主屋 SB1381は北廂付きの可能性のある建物で、柱掘形、柱径ともに後の時期の主屋に比べて大きく、存続期間も長かったと思われる。付属屋はSB1340・1370・1383・1391の4棟で、東西棟を南北1列に配列している。SB1370と重複するSB1373はこの時期の建替えと考えられる。

第Ⅱ期 主屋 SB1385は北廂付き建物で、前期より桁行が1間狭く、梁行は逆に1間広くなる。主屋と南方





のSB1356と、南東脇のSB1366とで内庭をつくる。

第Ⅲ期 主屋SB1384は南廂に改め、身舎の梁行を2間にもどして、面積は前期より狭くなる。付属屋SB1355・1369・1337の配置は第Ⅱ期と同じ構成である。

第Ⅳ期 主屋SB1368は宅地の中央に移され、身舎3間×2間の南面と西面に廂をもつ南北棟建物となる。付属屋2棟は主屋の北にSB1382、南にSB1335を配する。

第Ⅴ期 桁行3間の建物2棟と桁行2間の建物2棟で構成され、SB1376は規模が大きく主屋と考えられるが廂をもたない。

以上のように家屋の規模、棟数ともに時期が降るにしたがって小さくなって九坪と同じ傾向を示している。宅地割りはⅡ期以後では縦長の $\frac{1}{8}$ 町におさまる家屋配置を示すが、Ⅰ期では $\frac{1}{4}$ 町である可能性が強い。

本地域内には東北隅と中央部に5基の井戸がある。中央部の4基の井戸は2基ずつ重複して設けられ、9m間隔で東西に並ぶ。

井戸SE1350 一辺90cm、深さ3.5mの方形井戸で、長さ96cm、幅20cm、厚さ1.5cmの桢板が8段分残存している。井戸掘形底部の四隅には方形柱の当り痕跡があることから、井戸構造は九坪内のSE1180と同様であったと推測されるが、土台組を用いずに直接バラス層に桢組をするものである。

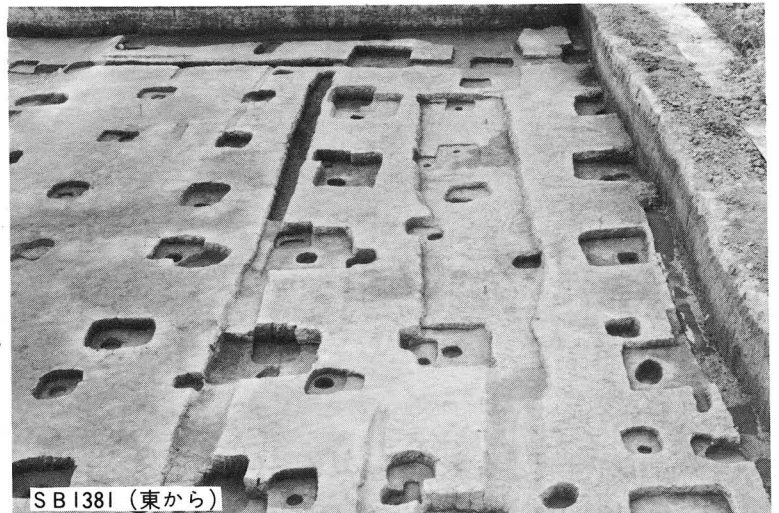
井戸SE1354 深さ3.3m、底径0.7mの円錐形掘形をもつが井戸桢は遺存しない。SE1350の掘形でせられる。

井戸SE1355 深さ3.3m、底が一辺約1mの方錐形掘形を呈し井戸桢は遺存しない。

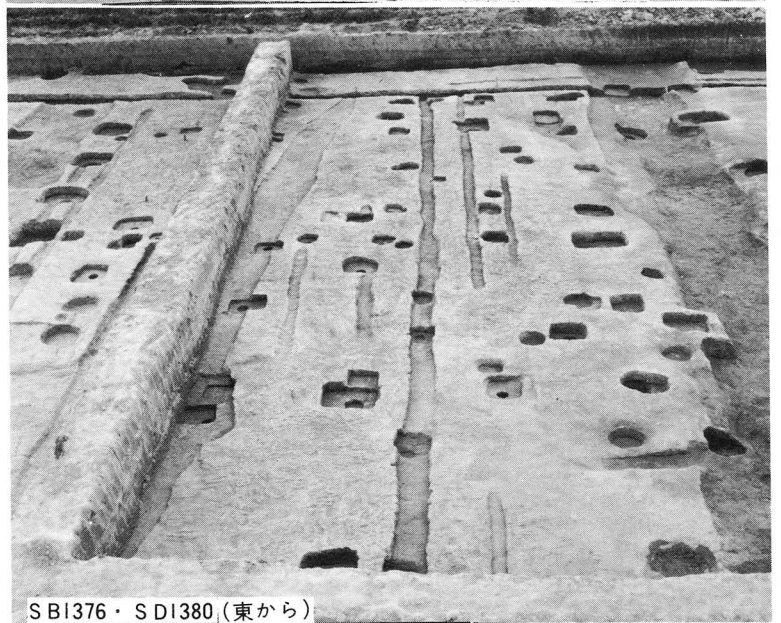
井戸SE1360 SE1355の北側に接しており、SE1355の掘形に切られている。深さ2.4m、底径40cmの円錐形の掘形で井戸桢は遺存しない。

井戸SE1392 一辺1.1m、深さ0.5mの方形掘形の底中央に直径0.5m、深さ0.5mの円形穴を一段くぼめた中に曲物を置いた井戸である。曲物本体は口縁部の一部分が残存しており、数段の組合せがされていたとみられる。

以上の井戸のうち、SE1350からは奈良時代各期の土器が出土しており、奈良時代末期まで存続したとみられる。他の4基の井戸からの出土遺物は殆どなかった。



SB1381 (東から)



SB1376・SD1380 (東から)



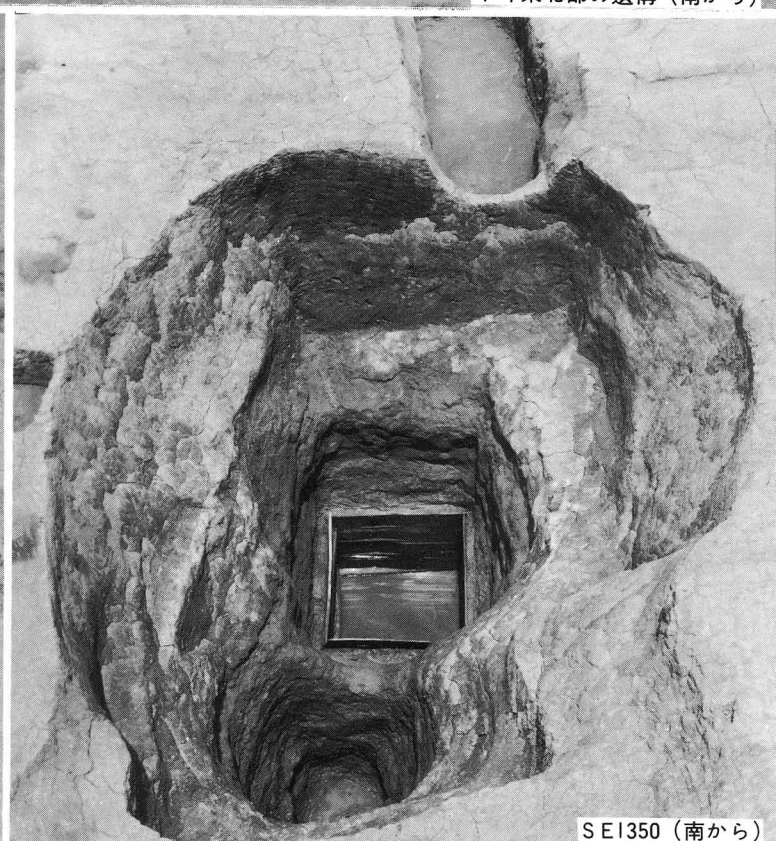
道路状遺構SX1333と南北小路 (南から)



十坪東北部の遺構（南から）



SEI36I（南から）



SEI350（南から）



十五・十六坪の遺構

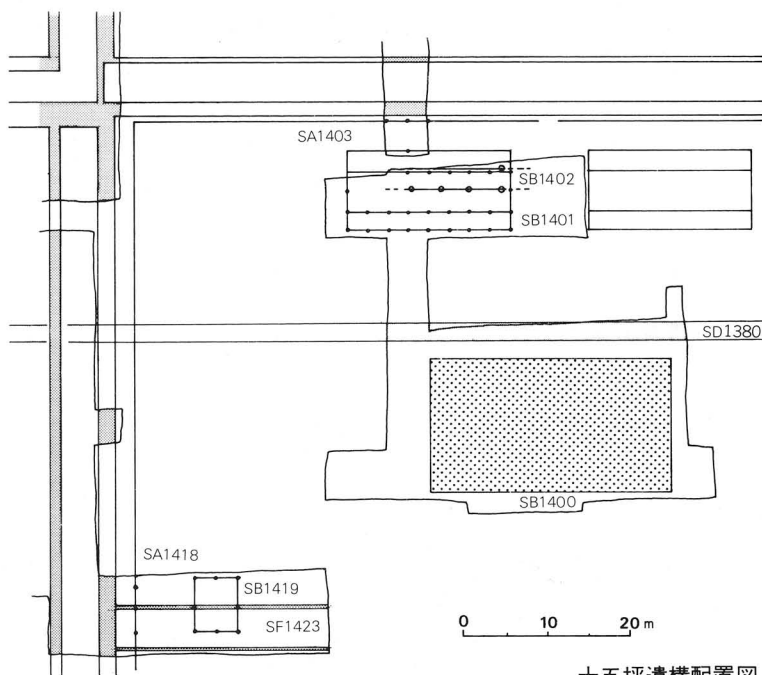
十五坪 坪のほぼ中央には東西40m、南北30m、比高2mの天神社の境内地がある。この土壇の北側に接して推定講堂基壇と、その西北方に僧房、寺域を限る北辺の柵、西辺の柵などを検出した。

講堂SB1400 基壇周辺に瓦を敷きつめた状態で検出したが、瓦敷きを除去して側溝を検出した。基壇南北幅は16m（54尺）、東西幅は29.5m（100尺）で、基壇の築成は地山上に直接土盛りしたものようであるが、礎石痕跡は残存せず、建物の平面規模は判らない。

僧房SB1401・SB1402 講堂の西北方にある。SB1401は桁行8間、梁行4間、南北廂付き東西棟掘立柱建物で、柱間寸法は7.5尺等間である。講堂の中軸線の対称位置に東僧房の存在が推測されるが、今回は調査が及ばなかった。SB1402はSB1401に重複してSB1401の廃絶後につくられた礎石建物で、礎石および礎石抜取痕跡を10個所検出したが、規模形式はあきらかでない。礎石列の南側にある雨落溝と東西溝SD1390との関係から礎石建物に変わったのは奈良時代後半頃とみられる。

建物SB1419 講堂基壇の西南方にある梁行2間、桁行2間の南北棟の掘立柱建物で柱間は梁行9尺、桁行9尺である。

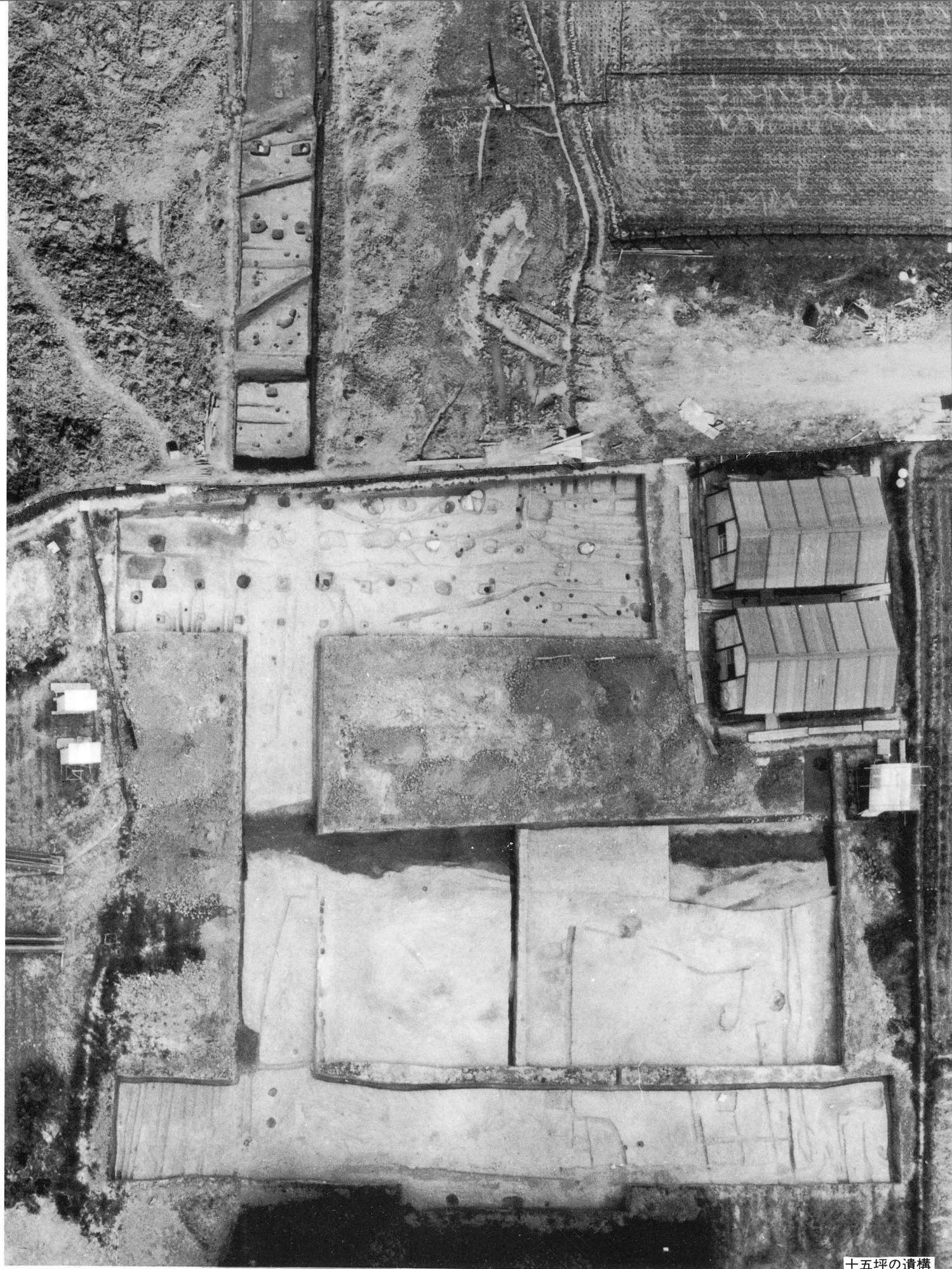
堀SA1418・SA1403 僧房の北側で、東西小路南側溝に接して寺域の北を限るSA1403があり、南北小路東側溝にそって西面を限る堀SA1418がある。いずれも8尺等間で各2間分を検出している。



十五坪遺構配置図



条坊施行前の古溝SD1380(東から)



十五坪の遺構



僧房の遺構（東から）



講堂の遺構（東から）



講堂基壇西辺の玉石列(南から)



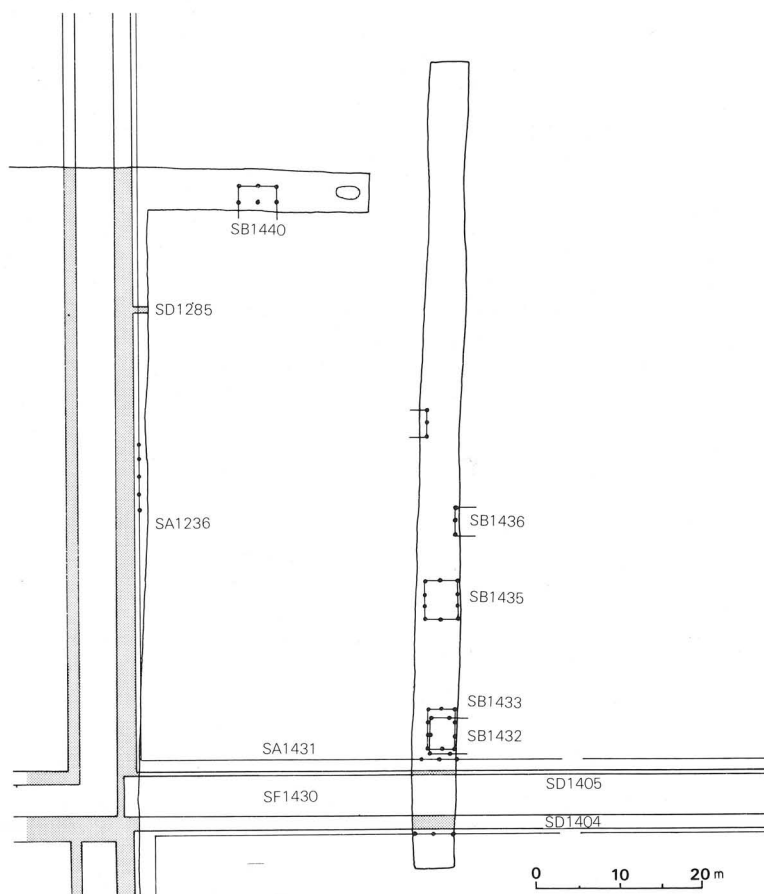
道路状遺構とSB1419（西から）

道路遺構SF1423 東西方向の道路で、両側に素掘りの側溝を伴い、溝心車で5 mある。十五坪の南北中軸線上にある。ただし、道路の西端の南北小路との接点には門などの施設はなく、道路側溝が南北小路上に延びていることから、この道路は南北小路廃絶後の平安時代に寺域を若干拡張して設けられた可能性がある。

十六坪 坪の南面を境する堀と、坪の西面中央で小路側溝に接してある堀、建物7棟、坪内から小路側溝に流れこむ溝などを検出した。

堀SA1431・SA1235 堀 SA 1431は小路北側溝の内側に沿ってのびるもので2間分を検出している。柱間は8尺等間である。SA1235は小路東側溝と併行する6間の堀で、柱間は8尺あり、のちに規模を縮小してSA1236につくりかえられる。またこの堀はSB1234と重複するが建物との先後関係については切合いはなく不明である。ただ建物SB1234については側溝が埋もれた後につくられたものである。

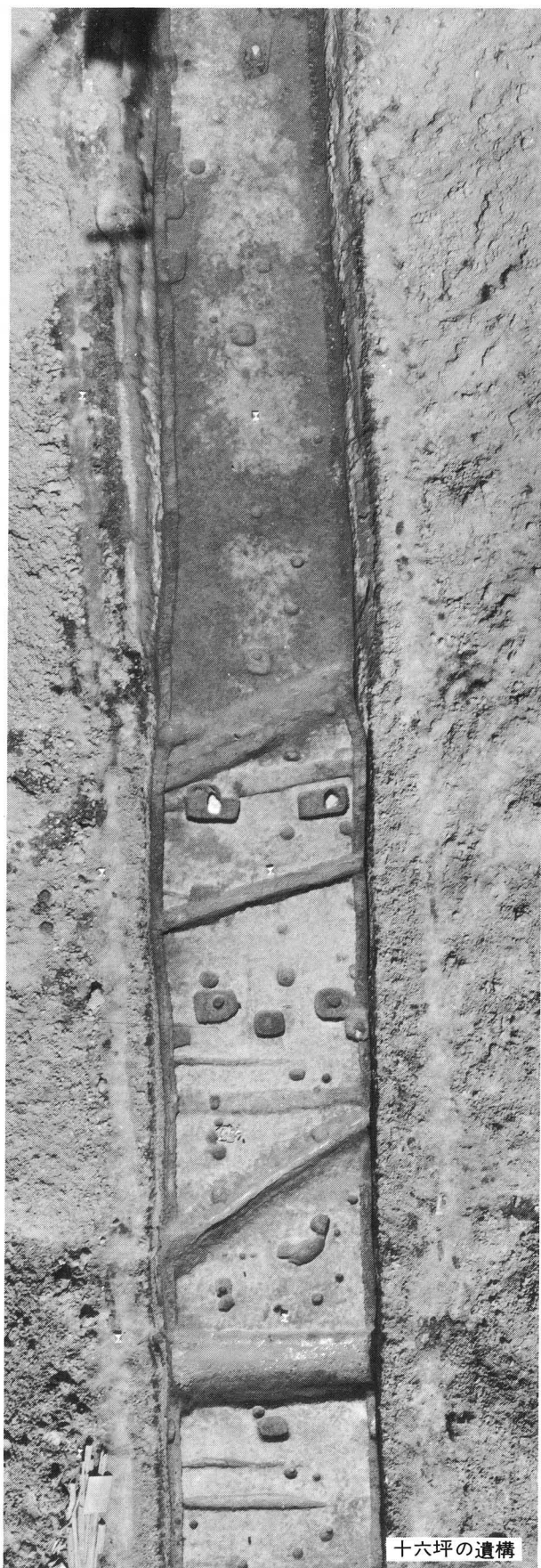
十六坪内方で検出した7棟の建物のうち、規模がわかっているのは3棟に限られるが、規模、柱間寸法などは九坪の建物と共通する小型建物が多い。幅5 mのトレンチからの所見ではあるが、建物の密度は九坪より低いようである。なお、南北小路東側溝にかかる木橋SX1240の北側にある東西溝SD1285は坪内を仕切る宅地割の溝である可能性が強い。



十六坪遺構配置図



十六坪内南北トレンチ全景 (南から)



十六坪の遺構



SB I440(南から)



橋 SX I240と小路側溝(北から)